入札説明書

- 1 入札に関する条件及び注意事項
- (1) 業務名

長崎こども・女性・障害者支援センター別館警備業務

(2) 仕様

別添「長崎こども・女性・障害者支援センター別館警備業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

- (4) 履行場所 長崎こども・女性・障害者支援センター別館地内
- (5) 入札参加資格申請書の提出場所及び受領期限等

〔提出場所〕 長崎こども・女性・障害者支援センター総務課

〔受領期限〕 令和6年4月23日(火) 午後5時まで

〔提出方法〕 直接持参

(6) 入札書の開札日時及び場所

〔開札日時〕 令和6年4月26日(金) 午後2時00分開始

[開札場所] 長崎こども・女性・障害者支援センター2階 大会議室

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、 事前に2の(2)に掲げる部局に確認すること。

開札は、入札者又は代理人の立会いのもと行う。

(7) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。(FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。)

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔提出場所〕長崎こども・女性・障害者支援センター 総務課 FAX:095-844-1849

[提出期限]令和6年4月24日(水)午後5時

※回答については令和6年4月25日(木)午後5時までに書面(FAX)にて回答します。

- (8) 入札書の記載方法
 - ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。
 - ウ 入札金額(首標数字)は訂正することができないこと。
 - エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。
 - オ 再度の入札に限り、代理人が入札することができ、その場合は、本人の委任状を提出すると ともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、業務名を記入し提出してください。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する 印鑑を訂正箇所に押印してください。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。
- ・入札書の宛名は長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター所長宛としてください。
- (9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

- (ア) 入札保証金等は、入札書受領期限日までに提出すること。
- (イ) 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。
 - ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- (a) 3,000 万円以上
- (b) 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- (c) 1,000 万円未満
- (ウ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることがで

【注意事項】

- ・入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないでくだ
- ・入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目としてください。
- 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の 金額を入札金額とすることはできません。

イ 契約保証金

- (ア) 契約保証金等は、契約と同時に提出すること。
- (イ) 契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。 ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。
 - ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
 - ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国と の間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以 上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- (a) 3,000 万円以上
- (b) 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- (c) 1,000 万円未満
- (ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることがで きます。
- (10) 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出 再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- (11) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わる ことはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- 入札者が連合して入札したとき。
- エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- カ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札した
- ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は 受けることが明らかである者が入札したとき。
- ケ 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のし た入札であるとき。
- コ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- サ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に 押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してあ る印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。) 等入札者の意思表示が確 認できないとき。
- シー誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ス 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。 (12) 落札者の決定方法
- - ア 予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするも

のとする。

- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にく じを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立 ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係の ない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた 場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力 団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決 定を取り消すこととする。

(13) 契約書の作成等

- ア 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるもの であること。

(14) 競争入札の参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度 として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若 しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎こども・女性・障害者支援センター別館警備業務に関する令和6年4月16日付け の競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有する と認められた者であること。
- エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者 又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排 除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

- (1) 当該契約事務に関する担当部局
 - 〔住 所〕〒852-8114 長崎市橋口町 10-22
 - [名 称] 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター総務課
 - [電話] 095-844-5132
- (2) 入札資格審査を得るための申請方法等
 - ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和6年4月23日までの間(県の休日を除く)
 - イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 - 〔住 所〕〒852-8114 長崎市橋口町 10-22
 - 〔名 称〕長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター総務課
 - 〔電 話〕095-844-5132